

地域定住支援を
具体的に考える。

地域生活支援

暮らす

Life

暮らす
Life

話す・読む・書く
Communication

学ぶ
Study

働く
Work



[1] 地域定住支援の体制

地域定住支援は、難民の地域社会での自立と参加を支える取組みです。難民に限らず人の生活は、家庭、居住場所、職場、学校といった様々な場によって成り立っています。難民が直面する困難を乗り越えるために、それぞれの場での支援を行います。しかし、職場での状態がよいと家庭での状態もよくなる、あるいはその逆といったように、ひとつの生活の場における人の状態は他の場での状態と常に連続しています。地域定住支援を効果的にすすめるには、他の場での難民の状態も理解したうえで、それぞれの場での支援をおこなうことが大切です。

このガイドブックでは、地域定住支援の中核として、「生活支援」、「日本語学習支援」、「教育支援」、「就労支援」の4つを位置付けています。地域定住支援の体制の図(図表8)を参考に、4つの支援を中心とした定住支援チームをつくり、地域の状況に応じた連携体制を整えていきましょう。

地域定住支援を提供することは簡単ではありませんが、行政や市民団体、大学など地域の多様な団体や住民が協力しておこなうことができる様々な工夫が考えられます。こうした地域のつながりづくりは、難民の定住支援にとどまらず地域社会の活性化にも必ず貢献するでしょう。

地域の連携に加えて地域定住支援で大切なことは、対象となる難民の声が反映されることです。支援の内容が難民の経験や状態、意向を踏まえたものでなければ、いくら手厚い体制を整えても難民にとって有益なものにはなりません。定住支援チームを中心に、難民との対話を重ねながら難民と地域社会を相互につないでいきましょう。

「日本語学習支援」、「子どもたちへの教育支援」、「就労支援」の内容や進め方については後で詳しく説明しています。ここでは、

地域定住支援の「支援体制」、そして難民一人ひとりに対する「生活支援」と「生活ガイダンス」について述べていきます。

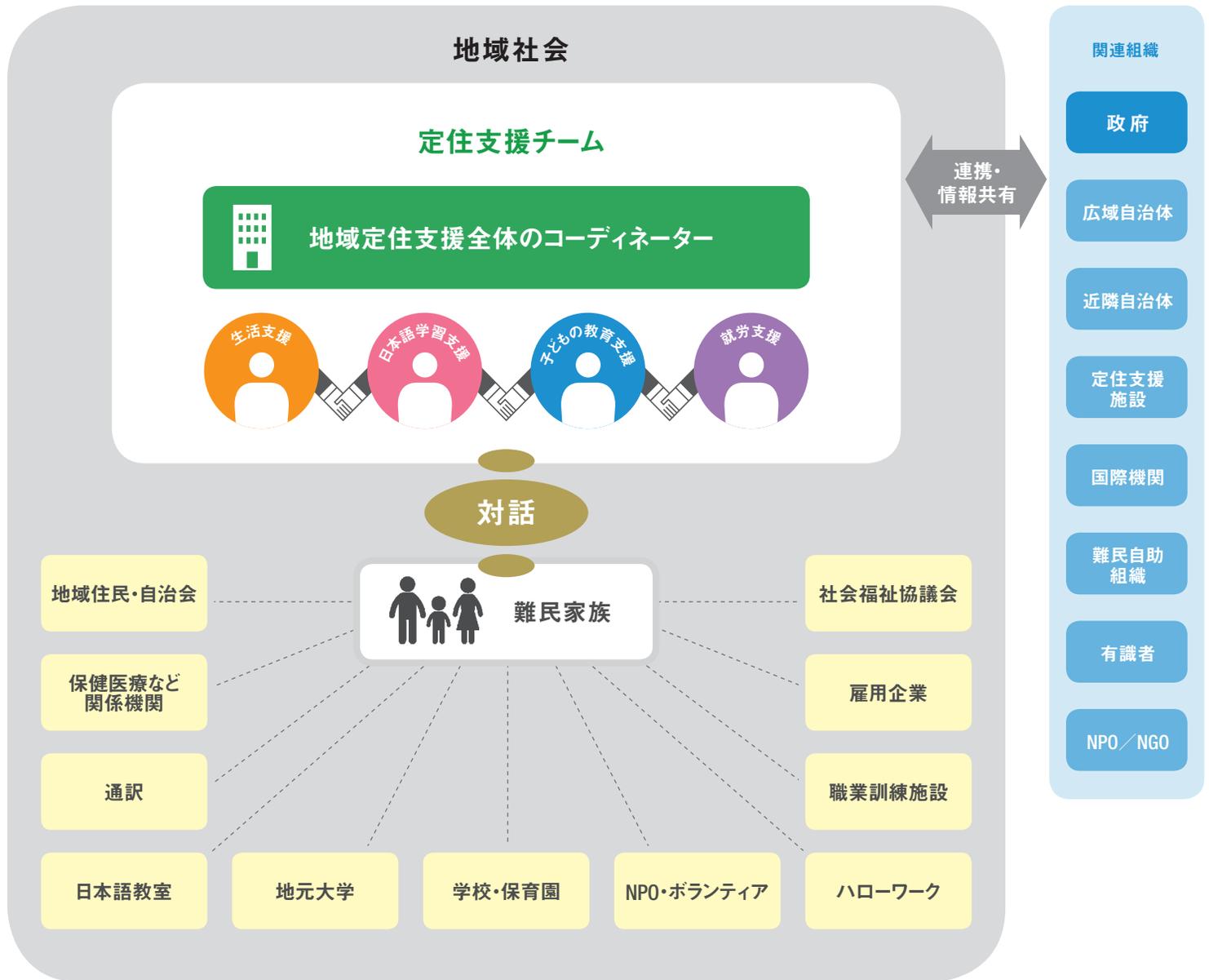
column

地域定住支援のイメージ

難民の定住を車の運転に例えるなら、車のハンドルは難民が握っています。目的地やスピードは難民次第です。生活ガイダンスは情報を収集するサービスエリアのような存在といえます。生活ガイダンスは、情報を得るだけでなく地域住民と出会ったり、他の難民と話をして安らぐ場にもなります。日本語学習支援や子どもたちへの教育支援、就労支援は難民の目的地を示した道路標識です。標識があることで難民は安心して目的地に向かうことができます。

そして生活支援は助手席に座る道案内です。難民が生活ガイダンスで学んだことを日常生活のなかで使うときに見守り、日本でどのように生活していくのか相談にのったり、疲れた時は休憩をすすめたりする存在です。生活支援の担当者は、生活ガイダンスや各支援の内容と、提供の仕方などをよりよいものとし、難民が暮らしやすい地域づくりをすすめていきます。

図表8 地域定住支援の体制イメージ



[2] 地域定住支援のコーディネートと 中核となる4つの支援

(1) 地域定住支援全体の調整

よりよい連携をおこなうためには、関係者間がお互いに連絡をとりあい、役割分担をするための調整が必要です。これを担う人が地域定住支援コーディネーターとなり、「生活支援」、「日本語学習支援」、「教育支援」、「就労支援」の各担当者と一緒に地域定住支援チームを構成します。チームは、難民の情報を把握して支援計画を策定し、支援計画の進捗や目標の達成状況を確認しながら、新たな課題にも対応していきます。地域定住支援コーディネーターと各分野の支援担当者は兼任できます。地域定住支援の調整は、都道府県、外務省などの国レベルの機関とのやりとりも必要なことから、自治体(職員)がおこなうことが効率的ですが、国際交流や外国人支援に関わる非営利団体の経験豊かなスタッフや大学の研究者なども務めることができます。将来的には、先に定住した難民(先輩難民)が、その経験を活かして、定住支援チームに参加する可能性はおおいにあります。いずれにしても、地域社会の住民、そして関係する諸機関とのネットワークと信頼の構築は大切です。

column

自治体が調整機能を担った鈴鹿市

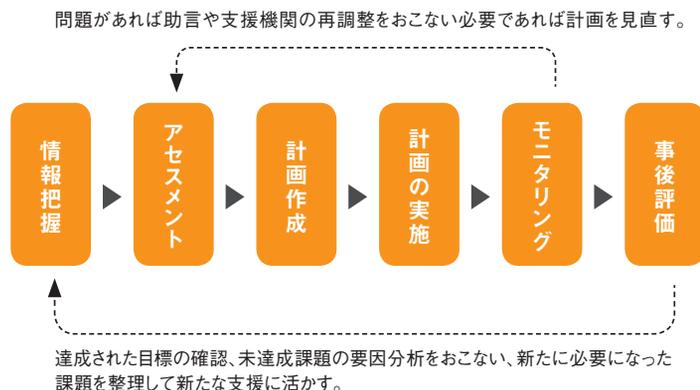
第三国定住の第一陣を受け入れた三重県鈴鹿市では、外国人住民が多数集住することから市民対話課外国人交流室が設置されており、難民の定住支援においても相談窓口や関係する団体などの調整をおこなっています。市のおこなう多文化共生施策の枠組みでの対応を中心としつつ、就労先や学校、町内会と連絡をとりあい、難民の抱える課題について協議を重ねてきました。

(2) 地域定住をすすめるための中核となる4つの支援

①生活支援

地域生活がはじまってしばらくは、日常生活での様々な行為や手続きについて、わからないことが多くあります。そうした難民に対しては、実際に手をとって教える、助言をする、見守る、社会福祉サービスなどにつなげるといった「生活支援」が不可欠です。また、生活支援担当者は、難民が日本語学習や教育、就労での支援に対して感じていることを直に聞くことができる存在です。難民の希望や不安に耳を傾け、難民の声を地域定住におけるあらゆる支援に反映させる役割を果たします。外国人支援に関わる市民団体などは、こうした生活支援の経験も豊富でしょう。住民の生活相談を担っている「社会福祉協議会」や「地域包括支援センター」なども住民としての難民に対応できる機関のひとつです。効果的な生活支援には、難民のことをよく理解するための「アセスメント」、そして支援の経過を評価する過程が重要となります(図表9)。難民とよく話し合い、本人の意向を尊重するとともに、これまでの生活背景や個々人や家族の特性をよく理解して、“強み”を活かす支援を心がけましょう。

図表9 生活支援の流れ



難民の気持ちに寄り添う支援

定住初期は、日本語も不自由なことから苦勞することが少なくありません。例えば、子どもの学校からの連絡など担任がふりがなをふる工夫をしても、たくさん連絡事項があるなかで優先度の高いものを判断するのは大変なことです。生活支援担当者が夕方や朝に訪問して学校からの連絡事項と一緒に確認しながら準備を手伝うといった濃厚な支援が必要な時期があります。日課表をつくるなど、わかりやすく伝える工夫をするとともに、難民が新たなことに挑戦しているこうという気持ちを高めていくために困っていることや不安に思っていることに耳を傾けて目標の達成と一緒に喜ぶといった情緒的な関わりも大切です。

②日本語学習支援

日本での生活をよりよいものにするためには、日本語の能力向上が欠かせません。日本語の学習も生活に最低限必要な基本的なものから就労や子どもの就学に必要なものまで、生活の状況や年齢に応じた学習が必要です。特に働いている場合は、職場内で用いられる言葉を理解することが必要とされる一方で、学習時間を確保することが難しくなります。難民の日本語学習への意欲を維持しながら、雇用者と協力して日本語学習の機会を維持していきましょう。外国人住民の日本語教室が開催されている地域も多く、日本語教育の訓練を受けた住民も少なくありません。また、文化庁が「地域日本語教育コーディネーター研修」を開催しており、受講修了者も増えていきますので、難民への日本語教育プログラム作成や教室の運営を担うことができるでしょう。

③子どもたちへの教育支援

「子どもへの十分な教育機会」は、難民の期待が大きなもののひとつです。日本語習得の問題だけでなく、母国やキャンプなどで十分な教育を受けることができなかった難民が少なくないため、年齢を基準にした日本の教育制度に適應するには学校側の理解と協力が不可欠です。教育支援は、難民の子どもたちが日本の生活に早く馴染み、将来活躍するためにも重要です。難民の子どもを受け入れることは、学校やともに学ぶ子どもたちの文化的多様性への対応力を高めることが期待できます。難民の子どもの学齢や学習履歴を踏まえて、教育行政(教育委員会)、学校、地域の支援団体などが連携しながら、受入れ準備や就学支援、日本語学習支援を行きましょう。学校外での学習支援で大学生のボランティアを組織することも有効です。

④就労支援

難民の自立と社会参加を達成していく過程において、就労は大きな位置付けを持ちます。しかし、難民はこれまでの生活背景から就労経験がなかったり、日本で働くイメージがつかめなかったりといった問題を抱えていることがあります。一方、難民を雇用する側も言葉や情報不足などからどのように対応してよいか戸惑うことも少なくありません。こうした難民と雇用者(事業所)側が直面するギャップを調整して「働きやすい環境をつくること」が就労支援に期待される役割です。就労支援担当者は、難民と雇用者(事業所)の双方の理解者として、それぞれの声を地域定住支援に反映させ、就労という側面から難民の生活を見守る存在です。

誰が就労支援をおこなうのか

就労支援をおこなう地域の機関のひとつに、ハローワークがあります。就労先の紹介や公共職業訓練の提供などをおこなっていますので、難民が仕事を探す際には、地域のハローワークも頼ってみましょう。ただし、日本語を母語としない人への対応が難しい場合もあります。通訳を派遣するなどの工夫ができるとハローワークが就労支援をおこなえる可能性も広がります。また近年では、生活困窮者に対する自立支援事業がおこなわれており、就労支援員が配置されているので、難民への支援への協力も期待できます。

(3) 受入れ準備

難民の地域受入れにおいて、特に重要となるのが住居と就労先、子どもの学校の準備です。住居は仮の滞在所の場合でも、プライバシーが守られ、入居する家族の規模や構成が適切かを十分に吟味しましょう。受け入れる難民のほとんどは、日本での車の運転免許がありませんので、住居の場所は公共交通機関や自転車の利用を前提にして、通勤や通学、買い物などの生活利便施設の利用に不便がないように配慮しましょう。

現在の第三国定住事業では、定住支援施設で提供されるガイダンスのなかで受入れ地域での就労先や学校の見学をおこなっています。居住予定の地域や住居の見学もあわせておこなうといでしょう。来日後、直接地域で受け入れる場合は、複数の住居や就労先の見学や体験ができるといでしょう。住居や職業を自分で選ぶことは、自立に向けた第一歩となります。

地域による受入れ—諸外国の例

日本のように入国後の一定期間を中央の定住支援施設で受け入れる方法は、チェコ、ポーランド、ポルトガルなどでも採用されています。来日直後の研修を定住支援施設に集中させることで、地方自治体の負担を軽減し、住居の確保や語学教育などの専門的な支援を効率的に提供することができます。一方、定住支援施設で半年間過ごしてから別の地域に移動すると、新しい環境に慣れる時間があらためて必要になります。生活環境も変わるので、地域の間人間関係をつくり、買い物や行政の窓口の場所やゴミの分別のように地域によって異なることを覚える必要があり、生活ガイダンスをやり直さなければなりません。さらに現在の定住支援施設だけでは受け入れる人数も限られています。

これに対して、同じヨーロッパでもオーストリア、デンマーク、ドイツ、オランダ、スウェーデンなどでは、国が予算措置をおこない地方自治体に受入れ体制を整備させ、入国後の語学教育や生活ガイダンスを定住予定地域が直接受入れておこなっています。

定住地域で定住支援プログラムを実施できると、実際の生活場面を通して必要となる行政窓口や公共交通機関、生活利便施設などの利用やそこで必要となる言葉も効果的に練習でき、人間関係も構築できることから、定住先での適応が早く進むことが期待できます。また、受入れ地域の担当者が、難民キャンプなどの難民の避難先に直接出向いて出国前の研修に関わり、地域の紹介をおこなう国もあります。さらに、避難先で受入れ地域の説明を行った担当者が、受入れ国の空港で出迎え、バスなどで一緒に受入れ地域に移動するといった方法で、対象者に安心を与え、信頼関係を強くしてその後の定住支援をより効果的なものにするための工夫もおこなっています。

今後、第三国定住事業によって受け入れる難民の数が増加する場合は、地方自治体が直接受け入れる方法も検討が必要になるでしょう。

図表10 地域による直接受入れの流れ



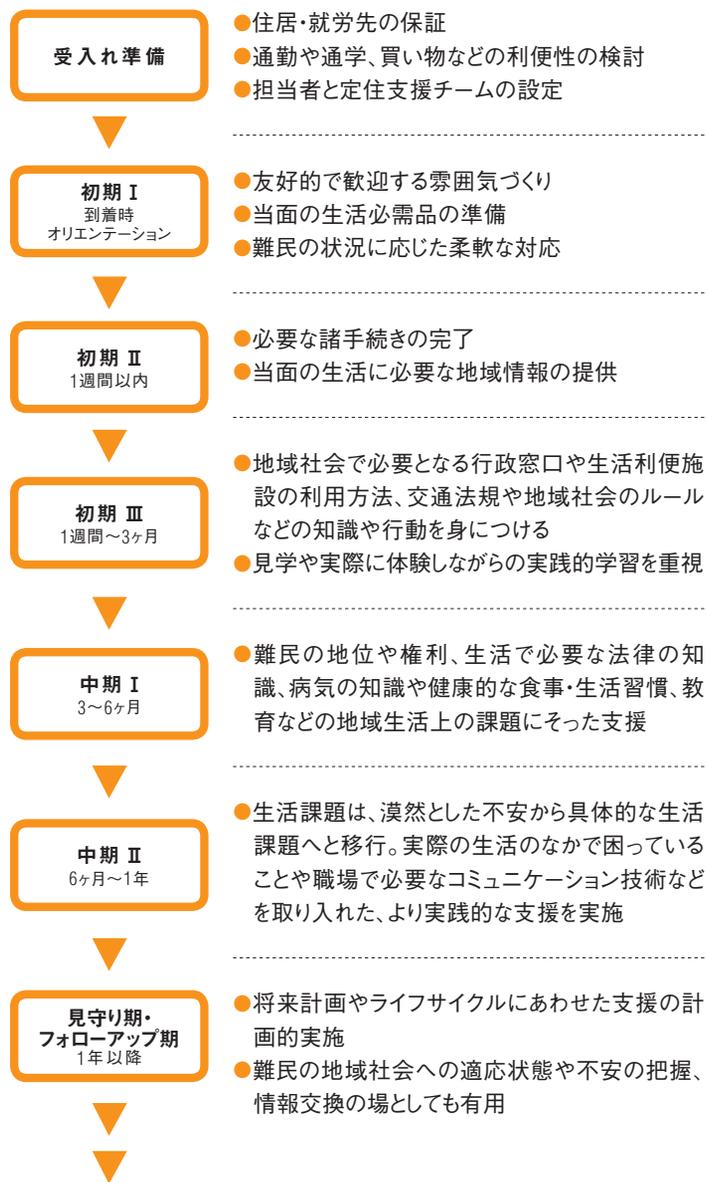
[3] 生活ガイダンス

(1) 生活ガイダンスのおおまかな流れ

生活ガイダンスは、これから始まる日本での生活について講義や見学を通して学ぶ機会です。難民が理解しやすく役に立つと感じられるよう、ガイダンスの時期や方法を検討して提供しましょう。例えば、難民が地域に移行した直後には調理器具や生活用品の使い方などを覚える必要がありますし、なるべく早い時期にスーパーマーケットや銀行といった生活利便施設や交通機関の利用といった日々の生活に不可欠なものに関するガイダンスを集中しておこなう必要があります。また、難民の年齢や性別、来日前の生活場所が難民キャンプなのか都市なのか、就労や教育を受けた経験といった生活背景によってもガイダンスの内容や重点を検討する必要があります。国からの情報と受け入れた難民の話をよく聞いて、より効果的なガイダンスになるよう計画的にすすめましょう。

ガイダンスの内容や進め方は、地域定住支援のコーディネーターが中心となり、定住支援チームのメンバーと連携しながら実施していきます。特に、買い物の仕方や医療機関の受診、仕事探しといった実践的な生活ガイダンスでは、日本語学習支援や就労支援との関わりも深いので、難民が生活とのつながりを理解して興味と意欲をもって取り組めるように、日本での定住過程とライフサイクルを踏まえた計画を策定しましょう。

図表11 受入れ経過にそった地域定住支援のポイント



地域定住支援に必要な情報とは

難民を深く理解するためには、名前や年齢、性別といった基本的な情報に加えて、学歴や職歴、移住前の生活の様子、信仰といった「生活歴」、家族の状況や人間関係、人柄など「心理・社会的状況」、病歴や予防接種などの「心身状態」の把握が必要です。難民には、戦争や迫害などで死に直面する体験をしている場合があり、日常生活に影響する可能性があることにも留意しましょう。

(2) 生活ガイダンスの進め方

① 地域定住初期の生活ガイダンスI (到着時オリエンテーション)

難民が定住地域に到着したときには、歓迎されていると感じられることが最も大切です。住居には、当面の生活に必要な衣服、家具・什器、季節に応じた寝具や到着して最低24時間分の食料や水などを準備して安心できる環境をつくりましょう。到着した時間にもよりますが、当日は水道やトイレ・入浴、冷暖房など、身体をやすめるために必要な設備の使い方と翌日の予定や緊急時の連絡先などを説明する程度にします。家族全員の体調を確認して、必要であれば医療機関を受診して適切な処置をおこないましょう。到着時間が日中で難民に余力があれば、住居周辺や職場、学校などを案内して、担当者と同顔合わせをします。市役所や支援団体の事務所など地域定住支援のコーディネーターや生活支援の担当者に会える場所も説明し、緊急時の連絡先と連絡方法がわかるようにしておきます。

② 地域定住初期の生活ガイダンスII (到着後1週間以内)

地域生活をはじめるとあたり、必要な諸手続きの完了と当面の生活に必要なガイダンスを速やかにおこないます。到着してからし

ばらくは難民の負担も大きな時期なので、直接あるいは電話などを通じた通訳による意思疎通をていねいにおこなう必要があります。

〈必要な諸手続きの例〉

- 住民登録や印鑑登録
- 在留カードの発行
- 年金や医療保険・乳幼児医療助成
- 児童手当などの社会福祉諸手当の申請
- 住居・水道光熱の契約
- 子どもの転入学届けなどの各種行政手続き
- 銀行口座の開設
- 電話・インターネットの契約
- 警察や消防などの緊急通報

※信仰する宗教によっては宗教施設や儀式の場所の把握に大きな価値が置かれ、到着してすぐに説明することが必要な場合もあります。

※社会福祉手当制度には、自治体独自のものもあります。当該窓口で確認して、漏れないようにしましょう。

③ 地域定住初期の生活ガイダンスIII (1週間～3ヶ月)

この時期の生活ガイダンスの目的は、行政窓口や生活利便施設の利用方法、交通法規や地域社会のルールなど日常生活に必要な知識や行動の習得です。実生活に直接活かせるように、実際に現地に赴いて見学や体験をしながら説明します。公共交通機関の利用も身近な場所への移動から徐々に広い範囲への移動を試みましょう。当面の生活に欠かせないものを優先的にしながらも、趣味や余暇の過ごし方など生活の幅を広げるための生活ガイダンスを組み合わせていきましょう。見学や体験をする先で担当者や住民と同顔合わせができる場合は紹介して、今後の必要な配慮を依頼しましょう。

〈1週間～3ヶ月の間におこなう生活ガイダンスの例〉

- 受入れ地域の特徴
- 余暇の過ごし方、受入れ地域の余暇施設
- より詳細な交通規則など安全に関わること
- 公共交通機関の利用
- 生活利便施設(役所、職場、学校、銀行、スーパーマーケット、医療機関など)の場所や利用
- 地域の行事やゴミの分別や回収場所など地域の決まり
- 季節にあった衣服や寝具・冷暖房器具の使用
- 同郷者コミュニティの情報

column

地域とのつながりづくりのツールとしての生活ガイダンス

健康や子どもの予防接種に関する生活ガイダンスの提供を保健所に依頼できると、難民と保健師とのつながりをつくることができます。保健師は家庭訪問も実施しているので、健康に不安を抱える難民や妊産婦の難民に対する濃厚な支援が期待できます。このように生活ガイダンスは、地域の団体や専門機関が難民と出会い理解を深める場となり、まちづくりに難民の存在を位置付けることができます。

④地域定住中期の生活ガイダンスⅠ(3～6ヶ月)

日常生活の維持に直結する生活ガイダンスいわゆる「サバイバルスキル」に関することが一定すすむと、社会保障や健康を維持するための病気と生活習慣の知識、子どもの進学とその資金といったよりよい生活のために「社会に働きかけることができる力」をつけるためのガイダンスに移行します。ところが、現在の生活に精一杯といったなかでは、将来のことについて考えるのは大変なことです。特に、この時期は日本での生活を一定送るなかで思うように日本語が使えようにならない、思うような就労先が

ない、来日前に描いていた生活と違うといった焦りとともに、これまでの価値観やアイデンティティの見直しを迫られる時期です。生活ガイダンスをはじめ提供される定住支援にも不満が現れる時期です。生活支援担当者をはじめ定住支援チームがそれぞれの関わる場所で難民が直面する課題を発見して、生活ガイダンスに反映させるとともに、それぞれの場所での難民への理解と配慮をすすめるといったように難民と周囲の環境に働きかけることに留意しましょう。これまでの成果と難民が求めている目標に近づくための過程を示しながら、身近な目標を一つひとつ達成していくといった地道な取り組みが必要な時期です。先に定住した難民との交流や経験を聞く機会をもつなども有効です。現在の第三国定住事業では、この時期までが定住支援施設でおこなわれています。

〈3～6ヶ月の間におこなう生活ガイダンスの例〉

- 日本の社会福祉制度(年金、医療保険、介護保険)
- 社会文化的規範(男女関係、家庭内暴力、子どものしつけなど)
- 地域の経済状況(住宅、雇用、生活費事情)
- 子どもの教育と資金
- 生命保険

⑤地域定住中期の生活ガイダンスⅡ(6ヶ月～1年)

現在の第三国定住事業では、ここから受入れ地域に移行します。定住支援施設では、先にみてきたような基本的な生活ガイダンスと日本語学習がすでに提供されていますが、公共交通機関の利用や最寄りの金融機関、ゴミの分別など受入れ地域で特有のものや一度のガイダンスで理解することが難しいものも少なくありません。難民の理解と地域の実情にあわせて、改めて生活ガイダンスの計画を立てる必要があるでしょう。その一方で、地域でのより実践的な生活ガイダンスをすすめる時期でもあ

ります。職場や学校、地域での生活に必要な場所での行動様式や日本語技能を豊かにしていけるように、生活支援をはじめ定住支援チームのそれぞれの場での支援と補完しあうような生活ガイダンスを計画しましょう。

定住支援施設から受入れ地域に移行した際には、これまでの保護的な環境からいっきに現実の生活に直面します。難民が安心して地域社会に入っていけるように、先に述べた定住初期からの流れを柔軟に取り入れていきましょう。

〈その他第三国定住で必要な生活ガイダンスの例〉

- 国籍の取得
- 家族呼び寄せ
- 高齢者福祉
- 労働者の権利について(労働組合など)
- 健康的な生活習慣や疾病予防
- 子どもの発達
- 移住と適応プロセス、移民の家族が経験する葛藤(男女間、世代間のギャップ)
- 過去の体験に関する反応と対処(トラウマ、PTSDなど)

⑥ 見守り期(1年から2年)、フォローアップ期(2年以降)

地域生活に慣れてくることで新たな課題や希望も生まれます。例えば、運転免許をはじめとする資格の取得や高等教育機関への進学や就職にむけた訓練、海外にいる家族の呼び寄せなど難民の希望に応じた生活の幅を広げるガイダンスを実施しましょう。初期のような集中した生活ガイダンスよりも、その時々の課題に応じて個別に対応することが多くなりますが、家族単位や女性や若者など特定の集団を対象にすると有効なものもあります。

また、生活ガイダンスや日本語学習の場は、難民の地域社

会への適応状態や不安を把握するうえでも有用であり、難民同士の情報交換や不安や悩みを共有する場ともなります。地域に移行して1年から2年までは週に1回、あるいは月に1回でも定期的なガイダンスの場を設定することが望ましいでしょう。フォローアップ期の2年目以降は、難民の状況や意向に応じて柔軟に対応しましょう。

column

生活ガイダンスのテーマと開催時期

生活ガイダンスを受けた難民の感想は、「とても参考になるが、一度にたくさんのは理解できない」といったものが多いようです。定住初期におこなうガイダンスは、なるべく難民の生活に必要なことに絞っておこないましょう。テーマによっては、子どもの進学などのライフサイクルの変化によって、ガイダンスの必要な時期が異なる場合もあります。難民との対話や日常生活の様子を踏まえて、ガイダンスのテーマや時期を設定しましょう。

難民の過去の厳しい体験による精神的な影響は、その日を生きるのに精一杯といった難民キャンプの滞在時期や来日初期には隠れており、生活が安定して将来を考えるようになると表出することも少なくありません。生活が一定安定した時期に「過去の体験に対する反応」についてガイダンスをすることは、そうした状態を見逃さないためにも有効です。

[4] 地域定住支援の全体像

地域定住支援全体の調整をおこなうコーディネーターと、4つの中核的支援を担う担当者にとって、受入れの準備段階から地域に入ってきた後の2年程度までの定住支援の流れのなかで押さえておくとよいポイントを次ページにまとめました(図表12)。なお、現行の第三国定住事業の制度設計では、下側に示した首都圏の定住支援施設で6か月間の定住支援プログラムを受けた後、地域生活に移行して職場適応訓練を受けることになっています。

図表12 第三国定住事業の全体像

[地域における定住支援の流れ]

フェーズ 機能	受入れ準備	初期I	初期II	初期III
	(6ヶ月前～到着時)	(到着時)	(到着時～1週間)	(1週間～3ヶ月)
コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ○定住支援チームの形成 ○難民家族の情報の把握と関係者間の情報共有 ○地元住民への説明 ○住宅・就労先の保証 	<ul style="list-style-type: none"> ○難民と支援担当者との顔合わせ ○友好的で歓迎する雰囲気づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○定住支援チーム間の定期協議の開催 ○難民の状況・ニーズにもとづく支援計画の策定、進捗状況の確認、対応の検討 ○地域内・地域外との各種調整 	
地域生活支援 暮らす	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の状況を踏まえた住居の準備 ○通勤や通学、買い物などの利便性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○当面の生活必需品の準備 ○住居設備の説明 ○近隣案内 ○学校・職場への案内 ○緊急連絡先の確認 ○当面の予定確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○転入に必要な諸手続き ○当面の生活に必要な地域情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物や行政窓口などの生活利便施設の利用方法 ○交通法規や地域社会のルールの習得
日本語学習支援 話す・読む・書く	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の日本語支援リソース(人材、教材や教室、情報ネットワークなど)の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語の習得状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援内容の検討 ○日本語学習の目標設定 ○支援者向けの「やさしい日本語」などの勉強会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援開始 ○定期的なモニタリング ○学習記録の共有
子どもたちへの教育支援 学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ○特別の教育課程の編成を検討 ○教員や通訳など学校内の受入れ体制づくり ○教員等への研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○面接で本人と保護者の状況を把握 ○関係機関間の連絡 ○学校生活／学用品などの説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員同士や、保護者との情報交換 ○在籍学級で交流活動 ○取り出し指導開始 ○サバイバル日本語の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の支援教室を紹介 ○学校行事の紹介
就労支援 働く	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の就労支援リソース(人材、支援機関、情報ネットワークなど)の確認 ○雇用主や支援機関への説明会 ○就労支援体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○難民と就労支援担当者との顔合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○面談で難民本人の職歴や意欲、職業的な基礎能力の把握 	<ul style="list-style-type: none"> [前期就労準備] ○アセスメント(難民、企業、地域の状況の把握) ○自立計画の策定 ○就労訓練の開始

(第三国定住以外の例) 人道配慮による滞在、家族呼び寄せのケースなど、定住支援施設の定住支援プログラムを経ずに、

[政府の委託を受けた定住支援施設における定住支援プログラムを活用する場合]

フェーズ	出発前	初期I	初期II	初期III
	(4週間前～出発)	(到着時～6ヶ月)		
プログラム	出国前研修	定住支援プログラム		
担当機関	国際移住機関(10M)	定住支援施設[難民事業本部(RHQ)]		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語研修 ○文化研修 ○健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> ○到着時オリエンテーション ○日本語研修(572時間) ○生活ガイダンス(120時間) 		

(第三国定住以外の例) 難民として認定された人は、難民事業本部において、6か月間、もしくは1年の定住支援プログラムを受講できる

中期I (3～6ヶ月)	中期II (6ヶ月～1年)	見守り期 (～2年)	フォローアップ期 (2年～)
<ul style="list-style-type: none"> ○日本の社会福祉制度や社会規範の復習 ○地域の経済状況 ○家計管理、教育資金 	<ul style="list-style-type: none"> ○実際の生活の中で困っていることを取り入れた実践的な支援 ○国籍の取得や家族呼び寄せ ○疾病予防など 	<ul style="list-style-type: none"> ○週1回～月1回のペースで定期的にガイダンスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施の状況や意向に応じて柔軟に対応
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的なモニタリング ○自立的学習に向けた支援 ○職場や学校との情報交換と課題把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的なモニタリング ○学習相談 ○アドバイス体制の継続 		詳細はP44 図表15参照
<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観、懇談会などを開催 ○日本語能力の把握と指導プランの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○異文化適応に関する校内研修など ○将来設計を確認 ○学力伸長を踏まえた定期的な支援体制の見直し ○将来設計に基づくガイダンス ○母語・母文化継承の支援 		詳細はP53 図表16参照
【後期就労準備】 <ul style="list-style-type: none"> ○マッチング (会社訪問、OJT、採用面接) 	【定着支援】 <ul style="list-style-type: none"> ○難民、企業への定期的なフォローアップ ○将来設計に備えたキャリア、スキルアップのガイダンス 		
地域に入ってくる場合がある。			

中期I	中期II (6ヶ月～1年)	見守り期 (～2年)	フォローアップ期 (2年～)
	地域での自立支援 定住支援施設【難民事業本部(RHQ)】		
<ul style="list-style-type: none"> ○就労先の決定 ○住居の決定 ○入学手続 	<ul style="list-style-type: none"> ○職場適応訓練(相談員、通訳の派遣) 	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な地域定住へ 	
	地域生活への移行 		